

ご加入要領

「団体総合生活補償保険」「医療型」「傷害型」「団体介護保険」「団体長期障害所得補償保険」

加入資格 (被保険者:補償の対象となる方)

ご加入できる方の範囲

兵庫県下の公立学校の教職員(現職会員)、退職者(退職会員)、その他これに準ずる方ご本人とそのご家族(ただし、「団体長期障害所得補償保険」は(現職会員で告知日時点で正常に勤務されている方)のみとなります)

※団体契約でご契約いただける条件の詳細については、兵庫県学校厚生会までお問い合わせください。(条件によって団体契約ができない場合があります。)

<ご家族の範囲>【医療型】「傷害型(個人コース)」共通

- ①ご本人の配偶者(注1)、ご本人または配偶者の子ども、両親、兄弟姉妹
- ②上記①以外のご本人と同居の親族(注2)

医療型

被保険者	継続	新規	
	全タイプ	A3-B3 D3-E3 タイプ	C3-F3 タイプ
ご本人	満69才以下	満60才以下	
ご本人の配偶者(注1)	満69才以下	満60才以下	
子ども、両親、兄弟姉妹、ご本人と同居の親族(注2)	満15才以上 満69才以下	満15才以上 満60才以下	



(注1)配偶者は、結婚の相手をいい、婚姻の届出をしていない、事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および性別上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備えた状態にある方をいみます。

(注2)親族とは、6歳等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

傷害型

被保険者	被保険者	全タイプ
	ご本人	ご本人の配偶者(注1)
	年令制限はありません	

(ご注記)
「傷害型」の家族コース、夫婦コースは、ご本人と同居の親族(ご本人の配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹をのぞく)を被保険者ご本人としてご加入いただけません。

<団体介護保険> <基本補償:本人介護補償の被保険者>

被保険者	対象となる被保険者	対象となる親の新規加入時の年令
	ご本人の新規加入時の年令	
①ご本人 ②配偶者(注1)、子ども、両親、兄弟姉妹 ③ご本人と同居している上記②以外の親族(注2)	満20才以上満84才以下	満40才以上 満84才以下

団体長期障害所得補償保険

被保険者	対象となる被保険者	対象となる親の年令
	ご本人の年令	
ご本人(現職会員)	満18才以上満60才以下	

*年令は始期日時点の満年令となります。

保険期間 (ご契約期間)

2024年3月1日午後4時から1年間です。(以降、毎年更新します。)

継続加入について

医療型

●ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、ご継続時満9才まで保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は継続日現在の保険料率によって計算されます。

団体介護保険

●ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、ご継続時の被保険者ご本人または特約被保険者の年令が満9才まで保険契約の満了する日と同一内容(※)で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の被保険者の年令および保険料率によって計算されます。

(※)傷害型および団体介護保険の傷害死亡保険金受取人は法定相続人となります。傷害死亡保険金受取人を指定される場合は、ご加入内容の変更になり、改めてお手続きが必要です。この場合、被保険者の同意確認のために書類の提出をお願いすることができます。

(ご注意)保険請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

新規加入 変更・脱退について

- 新規ご加入いただく場合は、加入申込書へ必要事項を記入し、記名・押印ください。
- 内容を変更される場合は、加入申込書へ変更内容を記入し、記名・押印ください。
- 脱退については、加入申込書の脱退欄に○印をし、記名・押印ください。

加入申込書は、兵庫県学校厚生会までご提出ください。

受取人

- 被保険者ご本人(傷害死亡保険金の受取人は、被保険者の法定相続人となります。)

保険料払込方法

- 月払(12回):毎月の給与から引去ります。(第1回目は5月分給与より)

●退職会員は毎月、指定された口座から振替します。(第1回目は5月より)(団体長期障害所得補償保険を除く)

配当金

- 配当金はありません。

税法上の取扱い (2023年6月)

●「団体総合生活補償保険(医療型)」「団体介護保険」「団体長期障害所得補償保険」は、払い込んでいただいた保険料のうち、所定の金額については、税法上の生命保険料控除(介護医療保険料控除)の対象となります。詳細は取扱代理店または引受け保険会社までお問い合わせください。

※上記「税法上の取扱い」は、今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

●「団体総合生活補償保険(傷害型)」の死亡保険金は、他の死亡保険金と合算して「500万円×法定相続人数」の金額まで非課税です。死亡保険金以外の保険金は非課税です。

サービスのご案内

「団体総合生活補償保険(医療型)(傷害型)」「団体介護保険」「団体長期障害所得補償保険」に加入された被保険者(補償の対象となる方)はサービスをご利用いただけます。

(2023年6月承認)A23-100967

厚生会グループ保険

取扱代理店

幹事代理店 一般財団法人 兵庫県学校厚生会 〒650-0012 神戸市中央区北長狭通4-7-34 TEL(078)331-9317
募集代理店 一般財団法人 兵庫県学校厚生会・日本生命保険相互会社

※医療型または傷害型に新規ご加入で日本生命保険相互会社が募集代理店の場合、一般財団法人 兵庫県学校厚生会との2代理店による代理店分担契約となります。
この分担契約の継続契約は一般財団法人 兵庫県学校厚生会単独の取扱いへ変更となります。

重病克服支援制度

引受け保険会社

各引受け保険会社は分担割合に応じて、連帯することなく単独別個に責任を負います。あいおいニッセイ向和損害保険(株)は引受け保険会社として、他の引受け保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務を行っております。

ハイブリッド積立

ご加入にあたって

「団体総合生活補償保険」「医療型」「傷害型」「団体介護保険」「団体長期障害所得補償保険」

団体総合生活補償保険 医療型

■健康状態告知の告知義務違反解除について

(医療型)「団体介護保険」「団体長期障害所得補償保険)

健康状態告知について、保険契約者は故意または重大な過失により、回答がなかった場合や、回答内容が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時(注1)から1年以内であれば、ご契約を解除することができます。また、保険期間の開始時(注2)から1年を経過しても、回答がなかった場合は回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が保険期間の開始時(注3)から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することができます。

(注)継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

(注)継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

団体介護保険

■始期前発病について

(医療型)

保険期間の開始時(注1)より前に発病した病気の治療目的とした入院・手術(その病気等を原因とする損失、損害を含みます)については、保険金をお支払いできません。

※上記の取扱いは、「ご契約時に正しく告知して契約した場合」や「特別な条件付きで加入した場合」でも、保険金支払対象外となる場合があります。ただし、保険期間の開始時(注2)からその日を含めて365日を経過してからの入院・手術等は保険金をお支払いできることあります。

(注)継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

団体介護保険

■健康状態告知について

(医療型)「団体介護保険」「団体長期障害所得補償保険)

健康状態告知書の質問項目については、必ず被保険者ご本人(加入申込票の被保険者欄に記載された方をいいます)がご回答ください。なお、親介護一時金支払特約に関しては、被保険者ご本人が特約被保険者を代理してご回答ください。

団体長期障害所得補償保険

■他の保険契約等の有無について

危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入していただけなかった場合には、ご契約を解除することができます。

ご注意ください。

(注)継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

保険金額の復元について(携行品損害)

損害保険金のお支払額が1回の事故で保険金額(注2)に相当する額となった場合は、このご契約は損害発生時に終了します。なお、保険金額と同額とならないかぎり、保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されずに、ご契約は満期日まで有效です。

(注)保険金額が保険金額(時価額)を超える場合は保険金額(時価額)となります。

その他のご注意

健康状態告知書質問項目の回答内容や加入申込票記載事項(職種・年令・他保険加入状況・保険金請求歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受け条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

すまいの給与補償保険

■このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明・契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。

詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」「普通保険約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店または引受け保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受け保険会社にお問い合わせください。

■団体総合生活補償保険・動産総合保険は一般財団法人兵庫県学校厚生会を保険契約者とし、兵庫県下の公立学校の教職員(現職会員)、退職者(退職会員)、その他これらに準ずる方を加入者とする団体契約です。

団体長期障害所得補償保険は一般財団法人兵庫県学校厚生会を保険契約者とし、兵庫県下の公立学校の教職員(現職会員)を加入者とする団体契約です。

■団体総合生活補償保険の「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」・動産総合保険の「普通保険約款・特約集」・団体長期障害所得補償保険「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」および保険証券は保険契約者(一般財団法人兵庫県学校厚生会)に交付されます。